

(2) 実効性のある監視の実施等

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 発生予察のための監視（モニタリング）の実施状況</p> <p>家きんへの高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの感染が発見された場合、家畜伝染病予防法により発生農場については、その飼養する家きん全てを殺処分することとされ、また、発生農場の半径 3 km以内（低病原性の場合は、1km 以内）の農場で飼養されている家きんも出荷制限が課せられるなど、近隣地域に対し大きな被害をもたらすこととなる。このため、ウイルスの侵入を早期に発見し、また、まん延を防止する観点から、日頃から家きんのウイルス保有状況を調査することが重要である。</p> <p>こうしたことから、都道府県は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針（鳥インフルエンザ）」）に基づき、発生予察のための監視として、家きんのウイルスの保有状況を調査するため、定点モニタリング及び強化モニタリング（注1）により、血清抗体検査等を実施することとされている。</p> <p>（注 1）防疫指針（鳥インフルエンザ）により、定点モニタリングは、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等、感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、1 家畜保健衛生所当たり 3 農場を選定し、毎月 1 回、検査を行うこととされている。</p> <p>また、強化モニタリングは、農場を飼養規模別にグループ分けし、各グループの農場で乱数表を用いて無作為に抽出した検査対象とする農場（以下「モニタリング対象農場」という。）において、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として 10 月から 5 月までの間に計画的に検査を行うこととされている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県における平成 23 年度以降の定点モニタリング及び強化モニタリングの実施状況を調査したところ、定点モニタリングについては、おおむね防疫指針（鳥インフルエンザ）のとおり適切に実施されていた。</p> <p>一方、強化モニタリングについては、防疫指針（鳥インフルエンザ）において渡り鳥の飛来状況を勘案し、モニタリング対象農場を無作為に抽出して実施することとされているが、以下のとおり、渡り鳥の飛来状況を勘案せずに検査を実施しているとみられる例やモニタリング対象農場を無作為に抽出していない例がみられた。</p> <p>① 渡り鳥の飛来状況を勘案せずに検査を実施しているとみられる例</p> <p>渡り鳥の飛来状況調査（注2）による調査地点が県内に設定されていない 4 県を除く 13 道府県について、各月の検査実績と、飛来状況調査による渡り鳥の飛来実績とを比較したところ、渡り鳥の飛来が少ない時期に年間の検査の大半を実施する県があるなど、9 府県において、渡り鳥の飛来時期を勘案せずに検査している例がみられた。</p> <p>この理由について、9 府県は、渡り鳥の飛来数が少ない時期に検査を実施してしまうことで、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に防疫作業に専念できるようにしたいと考えていることなどを挙げている。しかし、強化モニタリングは、渡り鳥の飛来状況を勘案して計画的に実施することとされていることから、</p>	表 2-(2)-ア-①
	表 2-(2)-ア-②

<p>渡り鳥の飛来が少ない時期に多くの検査を実施してしまうことは適切とはいえない。</p> <p>(注 2) 渡り鳥の飛来状況調査は、国指定鳥獣保護区等において渡り鳥の種類や飛来数の傾向を把握することを目的に、環境省が全国 39 か所の地点で、主に 9 月から翌年 5 月にかけて毎月 3 回調査を実施している。</p>	
<p>② モニタリング対象農場を無作為に抽出していない例</p> <p>調査した 17 道府県について、モニタリング対象農場の抽出方法を調査したところ、6 県において、家きんの所有者の協力が得られないなどの理由から、無作為抽出ではなく、協力が得られる農場等の中から選定している状況がみられた。無作為抽出を行っていないことについて、6 県では、検査で陽性が確認されると、出荷停止等による経済的及び精神的負担が家畜の所有者に生じることなどを理由に挙げている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-③、 ④</p>
<p>他方、無作為抽出によりモニタリング対象農場を選定している道府県の中には、家きんの所有者に対し、検査の意義や必要性等を十分かつ丁寧に説明するなどの工夫をして当該所有者との信頼関係を構築し、検査への協力を得ている例（北海道）がみられた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑤</p>
<p>なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、都道府県に対し、以下のとおり、対応を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知）を発出し、環境省の公表する渡り鳥の飛来状況等を参考に渡り鳥の飛来時期以降に検査を実施すること、モニタリング対象農場に検査の意義や必要性を丁寧に説明するなど検査への協力を得ることにより、無作為抽出を徹底し、適切に農場を選定すること ii) 平成 27 年 9 月 18 日開催の都道府県担当者会議において、上記通知の内容を具体例を交えて説明し、渡り鳥の飛来状況を勘案せずに偏った時期に検査を実施している事例等のは正、モニタリング対象農場の無作為抽出の意義と家畜の所有者への丁寧な説明を実施すること。 	<p>表 2-(2)-ア-⑥</p>

表 2-(2)-ア-① 防疫指針（鳥インフルエンザ）における発生予察のための監視に関する内容（抜粋）

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表
前文	前文
<p>4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。</p>	<p>4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。</p>
<p>5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。</p> <p>このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。</p> <p>（以下略）</p>	<p>5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。</p> <p>このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。</p> <p>（以下略）</p>
第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備
1 農林水産省の取組	1 農林水産省の取組
<p>(1) 次の情報を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。</p> <p>① 海外における最新の発生状況 ② 環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果</p> <p>（以下略）</p>	<p>(1) 次の情報を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表すること等により、海外旅行者等の一般の人々や報道機関に対しても情報提供する。</p> <p>① 海外における最新の発生状況 ② 環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果</p> <p>（以下略）</p>
第 3 発生予察のための監視	第 3 発生予察のための監視
1 定点モニタリング	1 定点モニタリング
<p>(1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、1 家畜保健衛生所当たり 3 農場を選定し、毎月 1 回、検査を行う。</p>	<p>(1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に 3 を乗じた戸数の農場を選定し、毎月 1 回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在し</p>

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表
(2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。 (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。	ないように努める。 (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。 (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。 (以下略)
2 強化モニタリング (1) 都道府県は、当該 <u>都道府県内の農場について、95 パーセントの信頼度で 10 パーセントの感染を検出できる数の農場を検査する。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。</u> (2) 当該検査は、 <u>渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として 10 月から 5 月までの間に計画的に実施する。</u> (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽を対象に、血液を検体として採材する。 (4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。 (以下略)	2 強化モニタリング (1) 都道府県は、当該 <u>都道府県内の農場について、95 パーセントの信頼度で 10 パーセントの感染を検出できる数を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。</u> (2) 当該検査は、 <u>渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として 10 月から 5 月までの間に計画的に実施する。</u> (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽を対象に、血液を検体として採材する。 (4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。 (以下略)
【留意事項】定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査 <u>鶏を検査する場合には、エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。</u> <u>この間、エライザ法で陽性が確認された農場においては、臨床的に異状がないことを確認するとともに、陽性鶏と同一鶏舎の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導する。</u> なお、臨床的に異状がなければ、鶏卵の出荷は認める。 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。	【留意事項③】定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査 1 <u>鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。</u> 2 <u>エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認（採材日と同日に結果が判明した場合には、電話連絡による異状の有無の確認で代替可能）する。</u> この結果、 ① <u>臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第 4 の 7 に基づき、防疫指針第 4 の 2 から 5 までの手続に従うとともに、防疫指針第 5 の 1(1)の手続に従う。</u> ② <u>臨床的に高病原性鳥インフルエンザを</u>

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表																		
	<p>疑う異状がないことが確認された場合は、当該農場で生産された鶏卵は、G P センター等において洗浄・消毒した上で流通を認める。</p> <p>3.1 により行うエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮し、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査を実施する。</p> <p>(以下略)</p>																		
<p>【留意事項】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定</p> <p>飼養羽数 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、<u>95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する</u>。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。</p> <p>(※) 飼養規模は、次のとおりグループ分けする。</p> <table> <tr> <td>I</td> <td>100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1,000 羽以上～10,000 羽未満</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>10,000 以上</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>母集団</th> <th>標本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 戸</td> <td>全戸</td> </tr> <tr> <td>16～20 戸</td> <td>16 戸</td> </tr> <tr> <td>21～40 戸</td> <td>21 戸</td> </tr> <tr> <td>41～100 戸</td> <td>25 戸</td> </tr> <tr> <td>101 戸以上</td> <td>30 戸</td> </tr> </tbody> </table>	I	100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満	II	1,000 羽以上～10,000 羽未満	III	10,000 以上	母集団	標本数	1～15 戸	全戸	16～20 戸	16 戸	21～40 戸	21 戸	41～100 戸	25 戸	101 戸以上	30 戸	
I	100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満																		
II	1,000 羽以上～10,000 羽未満																		
III	10,000 以上																		
母集団	標本数																		
1～15 戸	全戸																		
16～20 戸	16 戸																		
21～40 戸	21 戸																		
41～100 戸	25 戸																		
101 戸以上	30 戸																		
<p>3 モニタリング結果の報告等</p> <p>(1) <u>都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。</u></p> <p>(2) <u>都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。</u></p>	<p>【留意事項④】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定</p> <p>飼養羽数 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、<u>95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する</u>。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。</p> <p>(※) 飼養規模は、次のとおりグループ分けする。</p> <table> <tr> <td>I</td> <td>100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1,000 羽以上～10,000 羽未満</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>10,000 以上</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>母集団</th> <th>標本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 戸</td> <td>全戸</td> </tr> <tr> <td>16～20 戸</td> <td>16 戸</td> </tr> <tr> <td>21～40 戸</td> <td>21 戸</td> </tr> <tr> <td>41～100 戸</td> <td>25 戸</td> </tr> <tr> <td>101 戸以上</td> <td>30 戸</td> </tr> </tbody> </table>	I	100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満	II	1,000 羽以上～10,000 羽未満	III	10,000 以上	母集団	標本数	1～15 戸	全戸	16～20 戸	16 戸	21～40 戸	21 戸	41～100 戸	25 戸	101 戸以上	30 戸
I	100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満																		
II	1,000 羽以上～10,000 羽未満																		
III	10,000 以上																		
母集団	標本数																		
1～15 戸	全戸																		
16～20 戸	16 戸																		
21～40 戸	21 戸																		
41～100 戸	25 戸																		
101 戸以上	30 戸																		
	<p>3 モニタリング結果の報告等</p> <p>(1) <u>都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。</u></p> <p>(2) <u>都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタ</u></p>																		

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表
(以下略)	リングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。
5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等 (以下略)	5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等 (法第 10 条) (中略) 【留意事項⑦】野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について 低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等から確認された場合には、都道府県は確認地点を中心とした半径 1 キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 防疫指針（鳥インフルエンザ）については、当省の調査実施後（平成 27 年 9 月 9 日）に全部変更が行われたため、本表においては、23 年 10 月 1 日の防疫指針の内容も併記した。

表 2-(2)-ア-② 渡り鳥の飛来時期を勘案せずに強化モニタリングを実施しているとみられる例

渡り鳥の飛来調査地点が県内に存在しない岩手県、栃木県、群馬県及び山梨県の 4 県を除く 13 道府県について、平成 24 年度及び 25 年度における 10 月から 5 月までの各月の強化モニタリング実績と各前年度の 10 月から 5 月までの間の各月における渡り鳥の飛来実績とを比較し、渡り鳥の飛来状況を踏まえた強化モニタリングの実施状況を調査したところ、9 府県において、次のとおり、渡り鳥の飛来時期を勘案せずに検査している例がみられた。

（宮城県）

渡り鳥は 10 月に飛来する割合が多いものの、3 月、4 月頃まで継続して飛来している状況にあるが、調査開始当初の 10 月と 11 月の 2 か月間でほぼ全てのモニタリングを実施し、その後はほとんど実施していない。

（秋田県）

渡り鳥の飛来数が比較的多い 11 月、12 月よりも、飛来数が少ない 1 月、2 月にモニタリングを多く実施している。

（新潟県）

渡り鳥の飛来数が比較的多い 12 月、1 月よりも、飛来数が少ない 10 月にモニタリングを多く実施しているほか、平成 26 年 5 月には期間中の約 1% の飛来数に対し、7 回（全モニタリング実施数の約 18%）もの検査を実施している。

（愛知県）

10 月から 5 月までほぼ万遍なく渡り鳥の飛来があるが、調査開始当初の 10 月に全モニタリングの半数程度を実施している。

（大阪府）

渡り鳥の飛来数が多い 1 月よりも、飛来数が少ない 11 月、2 月、3 月にモニタリングを多く実施している。

（鳥取県）

渡り鳥の飛来は 11 月、12 月に多くなっているが、平成 25 年 10 月から 26 年 5 月までのモニタリングでは、11 月、12 月のみ実施しており、他の月は一切実施していない。

(福岡県)

渡り鳥の飛来数が多い 12 月、1 月よりも、飛来数が少ない 10 月、11 月などにモニタリングを多く実施している。

(熊本県)

渡り鳥の飛来は 11 月から 3 月までの間に集中しているが、平成 25 年 11 月、26 年 1 月には検査を実施しておらず、渡り鳥の飛来がほとんどみられなくなる 26 年 5 月に 12 回（全モニタリング実施数の約 40%）もの検査を実施している。

(宮崎県)

渡り鳥の飛来は 10 月から 2 月・3 月頃までが多いが、平成 25 年 10 月から 26 年 5 月までのモニタリングでは、調査開始当初の 10 月と 11 月の 2 か月間で全モニタリングを実施し、その後は全く実施していない。

表 渡り鳥の飛来数と強化モニタリングの実施数との比較

調査 対象 道府 県	時期	平成 24 年 10 月～25 年 5 月			25 年 10 月～26 年 5 月		
		モニタ リング 実施数	割合	23 年 10 月 ～24 年 5 月 の飛来数	モニタ リング 実施数	割合	24 年 10 月 ～25 年 5 月 の飛来数
北海道	10 月	12 回	46%	74,114 羽	40%	8 回	31% 66,496 羽 35%
	11 月	6 回	23%	30,657 羽	17%	7 回	27% 18,988 羽 10%
	12 月	1 回	4%	11,898 羽	6%	0 回	0% 8,301 羽 4%
	1 月	1 回	4%	5,559 羽	3%	1 回	4% 5,757 羽 3%
	2 月	0 回	0%	5,016 羽	3%	2 回	8% 3,003 羽 2%
	3 月	1 回	4%	24,305 羽	13%	1 回	4% 2,675 羽 1%
	4 月	0 回	0%	20,699 羽	11%	4 回	15% 44,145 羽 23%
	5 月	5 回	19%	11,083 羽	6%	3 回	12% 41,392 羽 22%
	計	26 回	100%	183,331 羽	100%	26 回	100% 190,757 羽 100%
宮城县	10 月	20 回	77%	6,772 羽	18%	19 回	66% 17,269 羽 43%
	11 月	3 回	12%	3,470 羽	9%	10 回	34% 2,772 羽 7%
	12 月	0 回	0%	3,804 羽	10%	0 回	0% 4,750 羽 12%
	1 月	0 回	0%	10,063 羽	27%	0 回	0% 7,208 羽 18%
	2 月	0 回	0%	8,766 羽	24%	0 回	0% 4,849 羽 12%
	3 月	0 回	0%	3,634 羽	10%	0 回	0% 3,080 羽 8%
	4 月	0 回	0%	583 羽	2%	0 回	0% — 0%
	5 月	3 回	12%	—	0%	0 回	0% — 0%
	計	26 回	100%	37,092 羽	100%	29 回	100% 39,928 羽 100%
秋田県	10 月	4 回	13%	1,035 羽	10%	4 回	13% 2,067 羽 17%
	11 月	3 回	10%	3,498 羽	32%	3 回	10% 4,196 羽 35%
	12 月	4 回	13%	3,804 羽	35%	4 回	13% 3,690 羽 31%
	1 月	5 回	17%	653 羽	6%	5 回	17% 317 羽 3%
	2 月	4 回	13%	746 羽	7%	4 回	13% 444 羽 4%
	3 月	3 回	10%	676 羽	6%	3 回	10% 943 羽 8%
	4 月	4 回	13%	424 羽	4%	4 回	13% 187 羽 2%
	5 月	3 回	10%	—	0%	3 回	10% — 0%
	計	30 回	100%	10,836 羽	100%	30 回	100% 11,844 羽 100%
新潟県	10 月	13 回	38%	1,477 羽	3%	9 回	23% 4,538 羽 8%
	11 月	6 回	18%	9,554 羽	16%	7 回	18% 9,558 羽 17%
	12 月	0 回	0%	11,533 羽	20%	3 回	8% 13,956 羽 25%
	1 月	8 回	24%	14,462 羽	25%	4 回	10% 12,847 羽 23%

	2月	3回	9%	8,651羽	15%	4回	10%	10,563羽	19%		
	3月	3回	9%	12,083羽	21%	3回	8%	2,696羽	5%		
	4月	1回	3%	586羽	1%	2回	5%	383羽	1%		
	5月	0回	0%	273羽	0%	7回	18%	327羽	1%		
	計	34回	100%	58,619羽	100%	39回	100%	54,868羽	100%		
愛 知 県	10月	13回	43%	4,576羽	10%	15回	50%	5,827羽	11%		
	11月	5回	17%	9,900羽	21%	6回	20%	8,505羽	16%		
	12月	4回	13%	5,854羽	12%	3回	10%	8,637羽	16%		
	1月	4回	13%	6,689羽	14%	4回	13%	8,010羽	15%		
	2月	3回	10%	5,138羽	11%	1回	3%	7,405羽	14%		
	3月	1回	3%	7,713羽	16%	1回	3%	6,959羽	13%		
	4月	0回	0%	4,524羽	10%	0回	0%	6,495羽	12%		
	5月	0回	0%	3,159羽	7%	0回	0%	2,889羽	5%		
	計	30回	100%	47,553羽	100%	30回	100%	54,727羽	100%		
	大 阪 府	10月	7回	15%	81羽	3%	3回	11%	124羽	5%	
鳥 取 県	11月	10回	22%	343羽	13%	6回	21%	430羽	17%		
	12月	4回	9%	558羽	21%	2回	7%	444羽	18%		
	1月	4回	9%	627羽	24%	1回	4%	581羽	23%		
	2月	8回	17%	499羽	19%	6回	21%	503羽	20%		
	3月	7回	15%	415羽	16%	3回	11%	345羽	14%		
	4月	3回	7%	105羽	4%	4回	14%	68羽	3%		
	5月	3回	7%	9羽	0%	3回	11%	7羽	0%		
	計	46回	100%	2,637羽	100%	28回	100%	2,502羽	100%		
	島 根 県	10月	4回	15%	3,012羽	12%	0回	0%	1,707羽	5%	
	11月	11回	42%	5,314羽	22%	23回	92%	15,384羽	42%		
福 岡 県	12月	4回	15%	4,148羽	17%	2回	8%	10,886羽	30%		
	1月	4回	15%	2,256羽	9%	0回	0%	2,752羽	7%		
	2月	3回	12%	3,693羽	15%	0回	0%	2,178羽	6%		
	3月	0回	0%	3,013羽	12%	0回	0%	2,331羽	6%		
	4月	0回	0%	2,586羽	11%	0回	0%	1,164羽	3%		
	5月	0回	0%	285羽	1%	0回	0%	459羽	1%		
	計	26回	100%	24,307羽	100%	25回	100%	36,861羽	100%		
	10月	12回	16%	9,942羽	14%	10回	16%	7,263羽	10%		
	11月	12回	16%	18,907羽	26%	7回	11%	24,076羽	34%		
	12月	11回	15%	15,959羽	22%	10回	16%	19,676羽	28%		
	1月	9回	12%	9,420羽	13%	8回	13%	6,586羽	9%		
	2月	9回	12%	6,258羽	9%	8回	13%	4,156羽	6%		
	3月	8回	11%	6,458羽	9%	7回	11%	4,652羽	7%		
	4月	7回	9%	4,062羽	6%	6回	10%	3,533羽	5%		
	5月	7回	9%	1,189羽	2%	6回	10%	1,326羽	2%		
	計	75回	100%	72,195羽	100%	62回	100%	71,268羽	100%		
	10月	6回	33%	391羽	4%	4回	14%	895羽	6%		
	11月	5回	28%	1,926羽	19%	6回	21%	3,138羽	19%		
	12月	2回	11%	3,351羽	33%	3回	11%	5,065羽	31%		
	1月	1回	6%	2,474羽	25%	1回	4%	4,270羽	26%		
	2月	0回	0%	763羽	8%	3回	11%	1,918羽	12%		
	3月	0回	0%	868羽	9%	4回	14%	684羽	4%		

	4月	3回	17%	211羽	2%	4回	14%	176羽	1%
	5月	1回	6%	85羽	1%	3回	11%	38羽	0%
	計	18回	100%	10,069羽	100%	28回	100%	16,184羽	100%
熊本県	10月	4回	13%	362羽	4%	5回	17%	545羽	5%
	11月	8回	26%	1,625羽	16%	0回	0%	2,001羽	19%
	12月	1回	3%	1,657羽	16%	2回	7%	1,854羽	18%
	1月	3回	10%	2,094羽	21%	0回	0%	1,889羽	18%
	2月	10回	32%	2,298羽	23%	5回	17%	1,913羽	18%
	3月	5回	16%	1,721羽	17%	5回	17%	1,834羽	17%
	4月	0回	0%	392羽	4%	1回	3%	451羽	4%
	5月	0回	0%	49羽	0%	12回	40%	23羽	0%
	計	31回	100%	10,198羽	100%	30回	100%	10,510羽	100%
	10月	26回	81%	562羽	4%	29回	97%	2,024羽	13%
宮崎県	11月	1回	3%	2,080羽	17%	1回	3%	3,621羽	23%
	12月	0回	0%	2,832羽	23%	0回	0%	3,085羽	19%
	1月	2回	6%	3,049羽	24%	0回	0%	2,667羽	17%
	2月	0回	0%	2,054羽	16%	0回	0%	2,584羽	16%
	3月	0回	0%	1,133羽	9%	0回	0%	1,163羽	7%
	4月	1回	3%	493羽	4%	0回	0%	459羽	3%
	5月	2回	6%	312羽	2%	0回	0%	233羽	1%
	計	32回	100%	12,515羽	100%	30回	100%	15,836羽	100%
	10月	11回	33%	4,096羽	5%	5回	16%	2,709羽	3%
	11月	3回	9%	14,341羽	18%	4回	13%	16,795羽	17%
鹿児島県	12月	4回	12%	17,534羽	22%	10回	32%	24,022羽	25%
	1月	6回	18%	17,882羽	22%	6回	19%	24,808羽	25%
	2月	6回	18%	16,946羽	21%	6回	19%	20,012羽	21%
	3月	3回	9%	9,253羽	11%	0回	0%	8,648羽	9%
	4月	0回	0%	1,076羽	1%	0回	0%	588羽	1%
	5月	0回	0%	17羽	0%	0回	0%	—	0%
	計	33回	100%	81,145羽	100%	31回	100%	97,582羽	100%
	10月	5回	20%	298羽	14%	4回	13%	404羽	17%
	11月	4回	16%	257羽	12%	3回	10%	313羽	13%
	12月	4回	16%	412羽	19%	6回	20%	451羽	18%
沖縄県	1月	3回	12%	250羽	12%	3回	10%	340羽	14%
	2月	1回	4%	299羽	14%	8回	27%	292羽	12%
	3月	4回	16%	249羽	11%	4回	13%	253羽	10%
	4月	3回	12%	216羽	10%	1回	3%	217羽	9%
	5月	1回	4%	191羽	9%	1回	3%	168羽	7%
	計	25回	100%	2,172羽	100%	30回	100%	2,438羽	100%

(注) 1 飛来数は、環境省の「渡り鳥の飛来状況調査」による。

2 飛来数は、月3回行う調査の平均値を記載した。なお、同一都道府県内の複数地点で調査をしている場合、それぞれの平均値の合計を記載した。

3 割合は、少数点第1位を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4 表中の「-」は、渡りの終了により、観測がなされていないものである。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-③ モニタリング対象農場を無作為に抽出していない場合の選定方法

調査対象機関	選定方法
宮城県 (仙台家畜保健衛生所及び 北部家畜保健衛生所)	プロイラー農場、定点モニタリングの対象農場を除いたものから、協力が得られる農場を選定している。
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	家畜保健衛生所の管轄農場数に応じて割り振り、家畜保健衛生所ごとに協力が得られる農場の抽出を行っている。
山梨県 (西部家畜保健衛生所)	地域バランスが偏らないよう、開放型で近隣に山林等の野鳥の生息地がある農場について、完全に無作為ではなく協力が得られる農場に依頼している。
鳥取県 (倉吉家畜保健衛生所)	飼養形態、飼養羽数、渡り鳥の飛来地の近辺等を考慮し、鳥インフルエンザウイルスの感染リスクが高い農場を選定対象としている。
熊本県 (中央家畜保健衛生所)	無作為抽出ではなく、協力が得られる農場を選定している。
宮崎県	現行の制度では、毎月どこかの農場の出荷を止めることになることから、万が一陽性反応が出ても影響の少ない、出荷日まで日程の余裕がある地鶏農場や消毒設備を備えた採卵鶏農場から選定している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 宮崎県は、県本庁と県内の家畜保健衛生所が協議して、選定方法を決定しているため、県単位としている。

表 2-(2)-ア-④ モニタリング対象農場を無作為に抽出しておらず、特定の農場に集中している例

鳥取県では、強化モニタリングの対象となり得る農場が平成 26 年 2 月 1 日現在で 85 ある。しかし、表 1 のとおり、無作為に抽出して実施すべき強化モニタリングを 3 年間で 3 回実施した農場が 21 ある一方、3 年間で 1 度も実施していない農場が 53 ある。

表 1 同一農場での強化モニタリングの実施回数

対象農場数	調査実施回数（平成 23 年 10 月～26 年 9 月）			
	3 年間で 3 回	3 年間で 2 回	3 年間で 1 回	3 年間で 0 回
85 農場	21 農場	4 農場	7 農場	53 農場

また、同県では、表 2 のとおり、毎月実施する定点モニタリングを、強化モニタリングを実施する農場で重複して実施しており、特定の農場に負担が集中している状況がみられた。

この理由について、同県（本庁担当課）は、飼養形態、飼養羽数、渡り鳥の飛来地の近辺等を考慮し、鳥インフルエンザウイルスの感染リスクが高い農場を選定対象としており、結果として定点モニタリングと強化モニタリングに適した農場が重複してしまうためとしている。

表 2 同一農場で強化モニタリングと定点モニタリングが重複して実施されている例

農場	強化モニタリング			定点モニタリング		
	平成 23 年 10 月 ～24 年 5 月	24 年 10 月 ～25 年 5 月	25 年 10 月 ～26 年 5 月	平成 23 年度	24 年度	25 年度
A 農場	×	○	○	○	○	○
B 農場	×	○	○	○	○	○
C 農場	○	○	○	○	○	○
D 農場	○	○	○	○	○	×
E 農場	○	○	○	○	○	×
F 農場	○	○	○	○	○	○
G 農場	○	○	○	○	○	○
H 農場	○	○	○	○	○	○
I 農場	○	○	○	○	○	○
J 農場	○	○	○	○	○	○
K 農場	○	○	○	○	○	○

(注) 検査を実施したものを「○」、実施しなかったものを「×」とした。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑤ 強化モニタリングを無作為に抽出している場合の工夫例

調査対象 家畜保健衛生所	工夫内容
北海道 (十勝家畜保健衛生所)	家きんの所有者にとっての強化モニタリングを受けるメリット（家畜保健衛生所の職員から飼養衛生管理についてアドバイスが受けができるなど）とデメリット（万一、陽性反応が出た場合は出荷の自粛を求められる）を説明した上で、疑問点を解消することとしている。
北海道 (網走家畜保健衛生所)	管内に家きんの所有者が多くないこともあります、春と秋の年2回、管内の全ての農場を巡回しており、その際に制度の周知と協力を求めてい

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑥ 「平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成27年9月9日付け27 消安第3111号農林水産省消費・安全局長通知）における強化モニタリングの実施に関する内容（抜粋）

2 まん延防止対策 (5) 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について
低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状を示さず日々の健康観察では発見が遅れる可能性があることから、防疫指針第3の2の強化モニタリングを適切に実施すること。この際、 <u>強化モニタリングの実施に当たっては、防疫指針第3の2の(2)の規定に基づき、環境省の公表する渡り鳥の飛来状況等を参考に、渡り鳥の飛来時期以降に検査を実施すること</u> 。また、 <u>農場に対し、本検査の意義や必要性を丁寧に説明するなど、検査への協力を得ることにより、階層別無作為抽出を徹底し、適切に検査対象農場を選定すること</u> 。

(注) 下線は当省が付した。